

意見書

平成 20 年 6 月 20 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 殿

郵便番号 553-8503

住 所 おおさかしふくしまくふくしま 大阪市福島区福島 1-1-30

氏 名 あさひほうさうかぶしがいしゃ 朝日放送株式会社

代表取締役社長 にしむらよしお 西村嘉郎

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙の通り意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
		全体として	<p>音声メディアのデジタル化(デジタルラジオ)に参入を希望する弊社は、基本的には「懇談会報告書(案)」に賛成します。ただ、半世紀以上にわたるラジオ放送のノウハウを最大限に活用し、地域情報・地域サービスを従来以上に活性化させ、地域住民・聴取者の利益保護をはかる方向で、ラジオのデジタル化への道筋をより一層明確にする制度整備を希望します。</p>
P23 下段 ～P24		<p>3. 新たな周波数割り当て方法の検討 (2) 「地方ブロック向け放送」の扱い</p>	<p>「地方ブロック向け放送」の周波数の割当方法については、参入希望事業者の意見を尊重し、地域間格差や不公平感が大きくならないよう配慮しつつ、早急にその区分わけ・それぞれの地方ブロックごとのチャンネル利用条件(予備用のチャンネルを含む)を、決定する機関(国、放送事業者、学識経験者などで構成された組織)を立ち上げるなどして、2011年7月からの本放送開始が可能となるよう早期の対応を希望します。</p>
P29 下段 ～P30		<p>第4章制度の在り方 2. 参入規律 (1) 参入の枠組み(いわゆるハードとソフト) ウ ハード・ソフト分離制度の導入</p>	<p>「地上波放送」において、「ハード・ソフト一致」は放送の信頼性確保の観点からも原則であると考えますが、今回の報告書(案)に示された「地方ブロック向け放送」において連結送信を前提とすれば、「ハード・ソフト分離」的な制度の導入は不可避となります。ハード事業・ソフト事業の柔軟性の確保の観点から致し方ありませんが、放送の持つ社会的な役割を十分に意識した制度整備を強く希望します。</p>

P30 下段		<p>第4章制度の在り方</p> <p>2. 参入規律</p> <p>(1) 参入の枠組み (いわゆるハードとソフト)</p> <p>エ NHKのノウハウ等の活用</p>	<p>NHKに関しては、「デジタルラジオ」の普及に関して、そのコンテンツ・技術的なノウハウ・設備的な協力など、最大限の主体的な取り組みを期待する。民放・NHKの一致協力体制なしには、音声メディアのデジタル化への取り組みは完成しないものと考えます。</p>
		<p>全体として</p>	<p>今後の時代環境を考えると、全ての機器・メディア・コンテンツがデジタル化されていく中で、AM・FMラジオだけがアナログ放送を続けていけるのか極めて疑問です。しかし音声メディア(ラジオ)の役割は、その特性からアイズフリーのメディアとして、また災害時の地域情報発信メディアとして、誰でも何時でも情報や娯楽を安価に受けられるメディアとして、その社会的な役割を継続させていくべきものです。「アナログの終焉からデジタルへ」を前提としたスキーム作りを、ラジオ放送事業者として強く希望します。</p>